

産業用マルチローター

安全対策マニュアル

(オペレーター・ナビゲーター)

〔令和7年版〕



一般社団法人 農林水産航空協会

目 次

1. はしがき	1
2. 無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン	3
3. 農薬散布飛行等に係る航空法の許可・承認並びに関係法令について	16
4. 作業前の安全研修・慣熟飛行	24
5. 作業前の段取り確認	25
6. 散布飛行の基本	28
7. 緊急時の操作	32
8. 散布区域の確認と標識	33
9. 散布飛行で注意する場所	35
10. 航空機や他の無人航空機との相互間の安全確保	41
11. ナビゲーターとの連携の確保	42
12. マルチローターの積載能力	44
13. 機体の取扱と安全対策	45
14. 農薬の適正使用と危被害防止	50
15. 自動車、その他の塗装等に対する危被害の防止	59
16. 国土交通省からの飛行自粛等要請への対応	59
17. 農薬等の種類	60
18. 薬剤落下分散状況の調べ方	61
19. マルチローター「安全チェック票」	63
20. 農薬使用チェック票	64
附－1 マルチローターの速度（スピード）早見表	65
附－2 液剤少量散布農薬希釈早見表	65
附－3 毎分吐出量早見表	65
附－4 農薬使用記録簿への「記載すべき事項」と「記入例」	66
附－5 ビューフォート風力階級表、気象庁風力階級	66
附－6 農薬中毒の際の措置	67
附－7 薬剤落下調査指標	70

1. はしがき

このマニュアルは、産業用マルチローター（以下「マルチローター」という）を用い、農作物の病虫害防除等を行う作業が、安全かつ確に行われるよう、留意すべき事項を示したものです。

マルチローターを用いて行う病虫害防除等は、農薬を空中散布する技術であることから、機体及び散布装置、散布地の地理的条件、気象条件、GPS 受信の制約等、他の地上防除機械とはおのずから異なるものがあります。

また、従来から空中散布等に用いられているシングルローターの無人ヘリコプターとは、飛行によって生ずる下降気流（ダウンウォッシュ）が異なりますが、下降気流を利用して散布することには変わりません。

農薬の適正使用を図るためには、農薬を均一に散布することが前提です。散布液の広がりパターン（落下分散）は、ローターの回転によって生ずる下降気流に影響を受けることから、農林水産航空協会（以下『農水協』という）では実機を用いて散布試験を行い標準的な飛行方法、飛行基準を定めています。

したがって、マルチローターの使用者、実施主体等関係者の方々は、マルチローターの散布飛行の安全と散布作業の効果を確保するため、農薬使用方法及びマルチローターの標準的な散布基準等を遵守し、安全対策等を確実に実施していく必要があります。

マルチローターの安全操作と病虫害防除等の効果的实施、他作物等への危被害防止のために、このマニュアルを有効に活用して下さい。

【無人航空機の講習団体・管理団体について】

国土交通省では無人航空機の操縦者への講習会の受講を促し操縦技能の向上を図るため、一定の要件を充たす無人航空機の技能講習を行う民間団体等（講習団体）を国土交通省航空局ホームページに掲載し、この団体の講習終了者は、飛行許可を受ける際の申請書類の一部を省略できる仕組みとしています。

また、「管理団体」とは、無人航空機等の操縦者に対する講習や技能認証を実施する団体として、同ホームページに掲載された「講習団体」の指導及び監督に係る業務の運営を適正に管理できると認められた団体です。農水協は、令和元年7月1日付でマルチローター操縦に関する講習及び技能認証を行う「講習団体」に対して定期的な監査等を行う「管理団体」として国土交通省のホームページ「無人航空機の講習団体及び管理団体一覧」に掲載されました。

農水協の技能認定資格「産業用マルチローターオペレーター技能認定証」「産業用マルチローターオペレーター指導員認定証」の取得者は、無人航空機に係る飛行許可・承認申請を行う際、技能認定証の写しを添付することにより、無人航空機の操縦の知識や能力に関する確認が不要となり、飛行の許可・承認申請手続きが簡略になります。

農水協が定める「産業用マルチローター教習施設指定基準」を満たした指定教習施設は、農水協管理下の教習施設として順次、農水協のホームページに掲載され、原則、指定日より1年以上経過すると国土交通省のホームページ掲載の「講習団体」への願出書を提出します。

なお、国土交通省の技能証明制度の運用開始（令和4年12月）から新規ホームページ掲載団体の受付は終了され、令和5年2月が最終掲載

となりました。また、飛行許可を受ける際の申請書類の一部を省略する運用は令和7年12月に終了することになっています。

2. 無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン

制 定 令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知

最終改正 令和5年3月30日付け4消安第7181号消費・安全局長通知

第1 趣旨

無人マルチローター（ほぼ垂直な軸回りに回転する三つ以上の回転翼によって主な揚力及び推進力を得る回転翼無人航空機をいう。以下同じ。）による農薬の空中散布は、防除作業の負担軽減及び生産性の向上に資する技術として期待されており、近年、当該散布の実施面積は、増加傾向にある。

他方で、農薬を使用する者は、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第25条第1項に基づき定められている農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号。）に基づき、農作物や人畜、周辺環境等に被害を及ぼさないようにする責務を有するとともに、関係通知に沿った安全かつ適正な使用に努める必要がある。また、農薬を使用する者は、法第27条に基づき、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めなければならない。

特に、無人マルチローターによる農薬の空中散布を実施する場合には、地上での散布に比べて、上空から高濃度の農薬を飛行しながら散布しなければならないことから、ほ場内に均一に散布を行い、農薬を

散布した区域外への飛散（以下「ドリフト」という。）が起こらないようにするためには、農薬の空中散布に関する知識・技能が必要になる。このため、当該空中散布の実施主体（当該空中散布を他者に委託する者を含む。以下「実施主体」という。）は、無人マルチローターの関係団体、メーカー、販売店、教習施設等が実施する講習会等を活用し、農薬の空中散布に関する知識・技能の習熟を図ることが重要である。

以上のことから、今後、無人マルチローターによる農薬の空中散布がいつそう農業現場に普及していく環境に対応するため、無人マルチローターによる農薬の空中散布を行う者が、安全かつ適正な農薬使用を行うために参考とすることができる目安を示すため、本ガイドラインを定める。

第2 農薬の空中散布の実施

1 農薬の空中散布の計画

- (1) 実施主体は、農薬の空中散布の実施区域周辺を含む地理的状况（住宅地、公共施設、水道水源又は蜂、蚕、魚介類の養殖場等に近接しているかなど）、耕作状況（収穫時期の近い農作物や有機農業が行われているほ場が近接しているかなど）等の作業環境を十分に勘案し、実施区域及び実施除外区域の設定、散布薬剤の種類及び剤型の選定（粒剤、微粒剤等の飛散の少ない剤型）等の農薬の空中散布の計画について検討を行い、実施場所、実施予定月日、作物名、散布農薬名、10 a 当たりの使用量又は希釈倍数等について記載した計画書を作成する。

なお、3に規定する対応により危被害を防止することができないおそれがある場合は、農薬の空中散布の計画を見直す。

- (2) 空中散布の作業を他者に委託する場合は、防除委託者は、防除実施者と十分に連携して農薬の空中散布の計画を検討する。
- (3) 無人マルチローターの所有者は、航空法（昭和23年法律第231号）第132条の2の規定に基づき、当該無人マルチローターについて国土交通大臣の登録を受ける義務があることから、これを確実に行う。
- (4) 農薬の空中散布を含む、航空法第132条の87の規定に基づく特定飛行を行う場合には、航空法第132条の88第1項の規定に基づき、事前に当該特定飛行の日時、経路等の事項を記載した飛行計画を国土交通大臣に通報する義務があることから、これを確実に行う。

2 農薬の空中散布の実施に関する情報提供

- (1) 農薬の空中散布の実施区域及びその周辺に学校、病院等の公共施設、家屋、蜜蜂の巣箱、有機農業が行われている場等がある場合には、実施主体は、危被害防止対策として、当該施設の管理者及び利用者、居住者、養蜂家、有機農業に取り組む農家等に対し、農薬を散布しようとする日時、農薬使用の目的、使用農薬の種類及び実施主体の連絡先を十分な時間的余裕を持って情報提供し、必要に応じて日時を調整する。
- (2) 天候等の事情により農薬の空中散布の日時等に変更が生じる場合、実施主体は、変更に係る事項について情報提供を行う。
- (3) 農薬の空中散布の実施区域周辺において人の往来が想定される

場合、実施主体は、作業中の実施区域内への進入を防止するため、告知、表示等により農薬の空中散布の実施について情報提供を行うなどの必要な措置を講ずる。

3 実施時に留意する事項

- (1) 実施主体は、操縦者、補助者（無人マルチローターの飛行状況、周辺区域の変化等を監視し、的確な誘導を行うとともに、飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行い、操縦者を補助する者）等の関係者及び周辺環境等への影響に十分配慮し、風下から散布を開始する横風散布を基本に飛行経路を設定する。
- (2) 操縦者は、あらかじめ機体等メーカーが作成した取扱説明書等により、無人マルチローター及び散布装置に関する機能及び性能について理解する。
- (3) 操縦者は、第4の3(1)により機体等メーカーが取扱説明書等に記載した散布方法（飛行速度、飛行高度、飛行間隔及び最大風速。別添参照。）を参考に散布を行う。
- (4) (3)において、機体等メーカーによる散布方法が設定されておらず、取扱説明書等に記載がない場合は、当面の間、「マルチローター式小型無人機における農薬散布の暫定運行基準取りまとめ」（平成28年3月8日マルチローター式小型無人機の暫定運行基準案策定検討会）において、無人マルチローターの標準的な散布方法として策定された、以下の散布方法により実施する。
 - ・ 飛行高度は、作物上2 m以下。
 - ・ 散布時の風速は、地上1.5 mにおいて3 m/s 以下。

- ・飛行速度及び飛行間隔は、機体の飛行諸元を参考に農薬の散布状況を随時確認し、適切に加減する。
- (5) 操縦者は、散布の際、農薬の散布状況及び気象条件の変化を随時確認しながら、農薬ラベルに表示される使用方法（単位面積当たりの使用量、希釈倍数等）を遵守し、ドリフトが起こらないよう十分に注意する。
- (6) ドリフト等を防ぐため、架線等の危険個所、実施除外区域、飛行経路及び操縦者、補助者等の経路をあらかじめ実地確認するなど、実施区域及びその周辺の状況把握に努めるとともに、必要に応じて危険個所及び実施除外区域を明示しておく。
- (7) 実施主体は、散布装置については、適正に散布できること（所定の吐出量において間欠的ではないことなど）を使用前に確認するとともに、適時、その点検を行う。
- (8) 周辺農作物の収穫時期が近い場合、実施区域周辺において有機農業が行われている場合又は学校、病院等の公共施設、家屋、水道水源若しくは蜂、蚕、魚介類の養殖場等が近い場合など、農薬の飛散により危被害を与える可能性が高い場合には、状況に応じて、無風又は風が弱い天候の日や時間帯の選択、使用農薬の種類の変更、飛散が少ない剤型の農薬の選択等の対応を検討するなど、農薬が飛散しないよう細心の注意を払う。
- (9) 強風により散布作業が困難であると判断される場合には、無理に作業を続行せず、気象条件が安定するまで待機する。
- (10) 操縦者、補助者等の農薬暴露を回避するため、特に次の事項に留意する。

ア 操縦者、補助者等は、防護装備を着用すること。

イ 農薬の空中散布の実施中において、操縦者、補助者等は農薬の危被害防止のため連携すること。

- (11) 作業終了後、散布装置（タンク、配管、ノズル等）は十分に洗浄し、洗浄液、配管内の残液等は周辺に影響を与えないよう安全に処理する。
- (12) 実施主体は、農薬の空中散布の実施により、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境若しくは生活環境に悪影響が生じた場合は、直ちに当該区域での実施を中止し、その原因の究明に努めるとともに、適切な事後処理を行う。
- (13) 農薬の空中散布を含む特定飛行を行った場合には、航空法第132条の89の規定に基づき、その飛行記録、日常点検記録等の情報を遅滞なく飛行日誌に記載する義務があることから、これを確実に行う。

第3 事故発生時の対応

農薬の空中散布を実施した場合の事故発生時の対応については、次のとおり実施する。

1 事故の類型は、以下のとおりとする。

(1) 農薬事故

農薬の空中散布中のドリフト、流出等の農薬事故

(2) 航空法に基づく事故

- ①無人マルチローターの飛行による人の死傷（重傷以上の場合。農薬に起因する目の損傷を含む。）

②第三者の所有する物件の損壊（農薬に起因する農作物の被害を含まない。）

③航空機との衝突又は接触

(3) 航空法に基づく重大インシデント

①航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めたとき。

②無人マルチローターの飛行による人の負傷（軽傷の場合。農薬に起因する目の損傷を含む。）

③無人マルチローターの制御が不能になった事態

④無人マルチローターが発火した事態（飛行中に発火したものに限る。）

2 1(1)に該当する事故が発生した場合は、実施主体は、別記様式の事故報告書を作成し、実施区域内の都道府県農薬指導部局に提出する。また、必要に応じて、7又は8の報告を行う。

3 事故報告書は、事故発生後直ちに第1報（事故の概要、初動対応等）を、事故発生から1ヶ月以内に最終報（事故の詳細、被害状況、事故原因、再発防止策の策定）をそれぞれ作成すること。

なお、農薬の空中散布の作業を他者に委託した場合は、防除委託者は、防除実施者と十分連携して当該事故報告書を作成する。

4 都道府県農薬指導部局は2により事故報告書の提出があった場合は、記載に不備がないことを確認し、地方農政局消費・安全部安全管理課（北海道にあっては直接。沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課。）を経由して、農林水産省消費・安全局植物防疫課（以下「植物防疫課」という。）に当該事故報告書を提出する。

5 植物防疫課は、4により事故報告書の提出があった場合は、これを取りまとめ、都道府県等の協力を得て、農薬の空中散布における安全対策を検討する。また、関係機関との間で、当該検討結果に係る情報を共有するとともに、実施主体に対し、再発防止を図るよう指示する。

6 植物防疫課は、5により取りまとめた事故報告を地方航空局保安部運航課に提供する。

7 1(2)に該当する事故が発生した場合、航空法第132条の90の規定に基づき、直ちに無人航空機の飛行を中止し、負傷者がいる場合には負傷者の救護を行うとともに、必要に応じて直ちに飛行の場所を管轄する警察署、消防署、その他必要な機関等へ連絡する等の危険を防止するために必要な措置を行う。

なお、1(2)の事故に該当する場合に限らず、必要と認められる場合には、所要の救護活動を行うべきである。

8 1(2)又は(3)に該当する事故等が発生した場合、航空法第132条の90又は91の規定に基づき、実施主体は、飛行の許可等を行った国土交通省航空局安全部無人航空機安全課、地方航空局保安部運航課又は空港事務所に事故等の報告を、原則ドローン情報基盤システム(DIPS)における事故等報告機能を用いて行う。

なお、電話等による事故等の報告を行う場合は、以下を参照し連絡すること。

・無人航空機による事故等の報告先一覧

<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001573519.pdf>

第4 関係機関の役割

農薬の空中散布に関係する機関は、次の役割を果たす。

1 植物防疫課

- (1) 農業用ドローンの普及拡大に向けた官民協議会の場等を通じ、農薬の空中散布の安全かつ適正な実施のために必要な情報及び資料の収集及び提供を行うこと。
- (2) 農薬の空中散布の円滑な実施及び事故発生時における迅速かつ的確な対応のため、関係機関との間で連絡体制を整備すること。

2 都道府県

- (1) 実施主体に対し、1(1)により提供を受けた情報及び資料その他農薬の空中散布に関する技術的情報を提供すること。
- (2) 実施主体から事故に関する情報が提出された場合には、安全かつ適正な農薬の空中散布の実施のための指導及び助言を行うこと。

3 機体等メーカー

- (1) 機体・散布装置の使用条件（対象農作物、農薬の剤型等）ごとの散布方法に関する情報について、取扱説明書等に記載するなど、使用者が把握しやすい手段により情報提供すること。散布方法の設定に当たっては、落下分散性能の把握、ドリフト状況の把握等の結果から設定するとともに、その根拠となった試験結果（試験条件を含む）を Web サイト等で公表するよう努めること。
- (2) 1(1)により提供を受けた情報及び資料その他農薬の空中散布に関する技術的情報を使用者に提供するとともに、使用者からの照会に対応する窓口を整備すること。

4 関係団体

農薬の空中散布に関わる団体は、農薬の空中散布の安全かつ適正な実施のための啓蒙・普及活動、技術の開発・改善等に努めること。

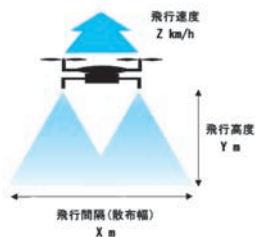
第5 情報管理

本ガイドラインに基づく情報提供に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、各都道府県が定める個人情報保護条例等に留意する。

第6 改訂

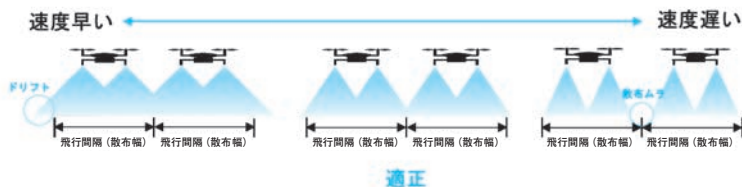
本ガイドラインは、無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る技術の開発状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

<散布方法と薬剤の拡散状況の関係>

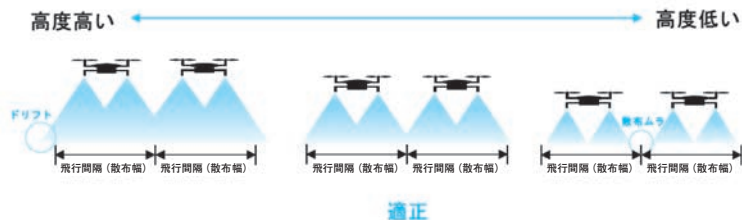


空中散布においては、散布方法（飛行速度、飛行高度、飛行間隔及び最大風速）の各要素が薬剤の拡散に影響を及ぼすため、均一散布及びドリフト抑制の観点では、全ての項目が明らかにされることが望ましい。

○飛行速度の違い（飛行高度及び飛行間隔が一定の場合）



○飛行高度の違い（飛行速度及び飛行間隔が一定の場合）



別記様式（第3の2関係）

無人マルチローターによる農薬の空中散布に伴う事故報告書 (第 報)

報告者所属・氏名:

連絡先:

報告日時: 年 月 日 () 時 分

【基本情報】 ※ 初期の報告(第1報など)については、事故発生 の報告を優先し、報告時点で記入可能な情報のみで可

1	発生日時	年 月 日 () 時 分 (散布作業開始時間: 時 分)			
2	発生場所(都道府県名から)				
3	操縦者氏名、 技能証明書番号 (又は技能認証番号)	氏名:		技能証明書番号: 技能認証番号:	
4	使用機体	機種:		登録記号等: 機体認証書番号:	
5	作業時の気象状況	天気	(気温)	風向・風速	
6	防除内容	作物	対象病害虫等		
7	薬剤	薬剤名			
		希釈倍率	散布前積載量		
8	実施主体	防除委託者			
		防除実施者			
9	作業実施体制	操縦者	名	補助者	名 (その他) 名
10	事故の概要				
11	被害の状況	有の場合、その内容			
	人への被害	無	確認中	有	
	家畜への被害	無	確認中	有	
	農作物への被害	無	確認中	有	
	薬剤の流出	無	確認中	有	
	周辺建物への被害	無	確認中	有	
	その他の被害				
12	航空法の許可・承認書の 発行日及び番号	許可・承認書 発行日: 月 日 番 号:			

注1. 技能証明書番号には、国土交通省より技能証明書の交付を受けている場合には、当該証明書の番号を記載すること。また、操縦者の能力等に関する基準を制定している団体等により講習会等を受講し、技能認証を受けている場合には、技能認証番号に当該認証の番号を記載すること。

注2. 登録記号等には、機体を識別できる番号等を記載すること。また、特定飛行を行うに当たって、国土交通省より機体認証の交付を受けている場合には、当該認証書の番号を記載すること。

【対応状況等】

13	被害への対応状況	
14	その他(警察、消防等の対応、取材・報道状況等)	

注3. 事故発生時の見取り図を添付(可能であれば現場写真も添付)すること

注4. 報道された場合は、都道府県等の報道発表資料や新聞記事等を添付すること。なお、新聞記事等が添付できない場合には、報道の概要について記載すること

【事故原因】 ※ 初期の報告(第1報など)では提出しなくても可

15	
----	--

【再発防止対策】 ※ 初期の報告(第1報など)では提出しなくても可

16	
----	--

附則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

注) 最新版の「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」は、<https://mujin-heri.jp/index10.html> からご確認ください。



3. 農薬散布飛行等に係る航空法の許可・承認並びに関係法令について

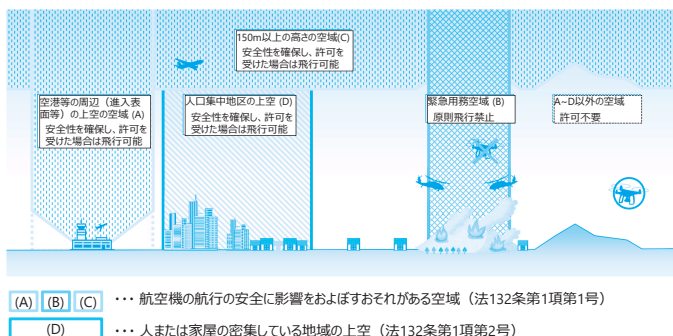
平成 27 年 12 月 10 日に施行された改正航空法では、無人航空機の飛行に関する基本的なルールが定められました。マルチローター及び産業用無人ヘリコプターは、無人航空機として扱われ、飛行させるには、機体情報の登録が義務化（令和 4 年 6 月 20 日施行）され、空域及び飛行の方法に応じて、飛行の許可・承認を受ける必要があります。その概要は次のとおりです。

（1）飛行の許可が必要となる空域（航空法第 132 条の 85 関係）

次の空域で無人航空機を飛行させる場合は、国土交通大臣の許可を受ける必要があります。

- ①空港周辺（進入表面等）の上空の空域
- ②緊急用務空域
- ③地上又は水面から 150m 以上の高さの空域
- ④人又は家屋の密集している地域の上空

〈飛行の許可が必要となる空域〉



※空港等の周辺、150m以上の空域、人口集中地区（DID）上空の飛行許可（包括許可含む。）があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。無人航空機の飛行をする前には、飛行させる空域が緊急用務空域に設定されていないことを確認してください。（令和 3 年 6 月 1 日施行）

空港等の周辺の空域は、空港やヘリポート等の周辺に設定されている進入表面、転移表面若しくは水平表面又は延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域、（進入表面がない）飛行場周辺の、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域です。

加えて、令和元年9月18日付けで、一部の空港（新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、福岡空港、那覇空港）では、新たに進入表面若しくは転移表面の下空域又は空港の敷地の上空の空域が飛行禁止空域となりました。

なお、前ページ①の空域については、最寄りの空港事務所に確認して下さい。前ページ③の空域については、地表又は水面から150m以上の高さの空域を飛行させる場合には、許可申請の前に空域を管轄する管制機関と調整をおこなって下さい。

また、前ページ④の空域については、国土交通省航空局のホームページに地図で確認する方法が記載されています。また、ドローン情報基盤システム（DIPS）における飛行計画通報システムの画面でも確認できます。

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000041.html



さらに、令和3年6月1日には、無人航空機の飛行禁止空域として「緊急用務空域」が制度化されました。「緊急用務空域」は、警察・消防活動等の緊急用務を行うための航空機の飛行が想定される場合に、当該空域での無人航空機の飛行を原則禁止するものです。「緊

「緊急用務空域」が指定された場合には、国土交通省のホームページ・X（旧 Twitter）にて公示されますので、無人航空機を飛行させる前に飛行空域に「緊急用務空域」が指定されていないことを必ず確認して下さい。なお、「緊急用務空域」はドローン情報基盤システム（DIPS）における飛行計画通報システムの画面でも確認できます。

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

https://x.com/mlit_mujinki



（２）飛行の方法（航空法第 132 条の 86 関係）

無人航空機を飛行させるには次のルールによらなければなりません。

<遵守事項となる飛行の方法>

- ① アルコール又は薬物等の影響下で飛行させないこと
- ② 飛行前確認を行うこと
- ③ 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するよう飛行させること
- ④ 他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと

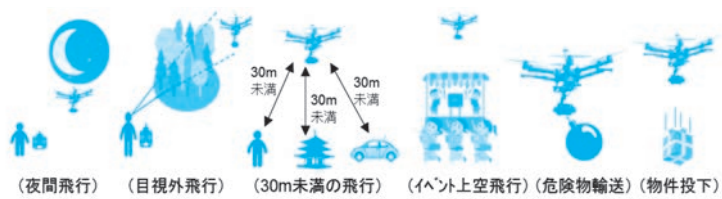


<承認が必要となる飛行の方法>

以下の⑤～⑩のルールによらずに無人航空機を飛行させようとする

場合には、あらかじめ、地方航空局長の承認を受ける必要があります。

- ⑤ 日中（日出から日没まで）に飛行させること
- ⑥ 目視（直接肉眼による）範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること
- ⑦ 人（第三者）又は物件（第三者の建物、自動車など）との間に30 m以上の距離を保って飛行させること
- ⑧ 祭礼、縁日など多数の人が集まる催しの上空で飛行させないこと
- ⑨ 爆発物など危険物を輸送しないこと
- ⑩ 無人航空機から物を投下しないこと



このほか、令和4年12月5日に施行された航空法改正において、リスクのレベルに応じた飛行ルールが創設されるとともに、飛行計画の事前通報、飛行日誌の作成、事故の報告、負傷者の救護が義務化されました。

○農薬散布において承認が必要となる飛行の方法

農薬散布に使用するマルチローターは、無人航空機として扱われ、農薬等散布にあたっては、下記のような飛行が想定されるところから、あらかじめ国土交通大臣の許可及び承認を受ける必要があります。

- ① 散布地域が「人口集中地区」に該当する場合があること。
- ② 人又は物件との間に30m以上の距離を保つことができない場

合があること。

- ③ 日の出前（夜間）に飛ばし始めることがあること（農水協は原則として夜間飛行に係る承認の代行申請は行っておりません。）
- ④ 農薬、肥料の種類によっては国土交通省令で定める危険物であること。
- ⑤ 農薬、肥料、種子、融雪剤等を散布することは、物件の投下にあたること。

国土交通大臣の許可・承認を得るには、原則として無人航空機を飛行させる者（防除実施者等）が国土交通大臣に申請することとなっています。その場合、申請者は、飛行させる無人航空機、無人航空機を操縦する者、飛行させる場所（圃場）等が国土交通大臣の定める基準に適合することを自ら確認し、説明する資料を添えて申請することになります。

〔無人航空機の飛行許可・承認手続（国土交通省ホームページ）〕

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html



〈参 考〉

無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン（<https://www.mlit.go.jp/common/001303818.pdf>）



〔ドローン情報基盤システム（通称：DIPS 2.0）〕

令和4年12月5日に施行された改正航空法において、国土交通大臣の許可や承認が必要となる空域及び方法での飛行（特定飛行）を行う場合に必要な飛行の許可承認手続きをドローン情報基盤システム

(通称：DIPS 2.0) で行えるようになりました。

なお、適切な許可・承認を取得せずに無人航空機を飛行させた場合、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される可能性があります。

また、以下に記載する「飛行計画の通報」並びに「事故等の報告及び負傷者救援義務」についても、ドローン情報基盤システム（通称：DIPS 2.0）における各方法に従って行って下さい。

(3) 飛行計画の通報並びに飛行日誌の記録

(<https://www.mlit.go.jp/koku/operation.html>)



① 飛行計画の通報（航空法第 132 条の 88 関係）

無人航空機を特定飛行させる者が、事前に当該飛行の日時、経路などの飛行計画を国土交通大臣に通報することが義務化された制度です。

農薬等の空中散布における飛行計画の通報の方法については、農林水産航空協会のホームページに公開していますので、確認をしてください。

https://www.j3a.or.jp/business/airplane/manual_r60418.pdf



※飛行計画の通報をせずに特定飛行を行った場合、航空法第 157 条の 10 に従い、30 万円以下の罰金が科せられます。

② 飛行日誌の作成（航空法第 132 条の 89 関係）

無人航空機を特定飛行させる者が、飛行・点検・整備などの情報を遅滞なく飛行日誌に記載しなければならない義務化された制度です。

飛行日誌には、飛行記録、日常点検記録及び点検整備記録があ

り、**無人航空機の登録記号ごと**に記載すべき事項の情報を遅滞なく記載し、飛行記録及び日常点検記録は直近の点検整備実施以降を、点検整備記録は全てを紙媒体又は電磁的記録により常時携帯しなければいけません。

農薬等の空中散布における飛行日誌の記載については、農林水産航空協会のホームページに公開していますので、確認をしてください。

https://www.j3a.or.jp/nisshi_r050610.pdf



※特定飛行を行う際に飛行日誌を備えない、飛行日誌に記載すべき事項を記載しない又は虚偽の記載を行った場合、航空法第 157 条の 11 に従い、10 万円以下の罰金が科せられます。

(4) 事故等の報告及び負傷者救護義務

(航空法第 132 条の 90、航空法第 132 条の 91 関係)

(https://www.mlit.go.jp/koku/accident_report.html)



無人航空機に関する事故又は重大インシデントが発生した場合、当該無人航空機を飛行させる者は、ただちに飛行を中止し、負傷者を救護すると共に、当該事故又は重大インシデントが発生した日時及び場所などを国土交通大臣に報告しなければならない**義務化**された制度です。

農薬等の空中散布における事故等の報告については、農林水産航空協会のホームページに公開していますので、確認をしてください。

https://www.j3a.or.jp/business/airplane/jiko-reprt_230911.pdf



以下に該当する場合、速やかにご報告をお願いします。

1) 事故について

- ①無人航空機による人（第三者に限らず、操縦者及びその関係者を含む）の死傷（重傷以上の場合）
- ②第三者の所有する物件の損壊（衝突による瓦のひび割れや構造物の壁を傷つけた等軽微なものを含む）
- ③航空機との衝突又は接触

2) 重大インシデントについて

- ①航空機との衝突または接触のおそれがあったと認められるもの
- ②無人航空機による人（第三者に限らず、操縦者及びその関係者を含む）の負傷（軽傷の場合）
- ③無人航空機の制御が不能となった事態（機体の不具合によるもの）
- ④無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

※事故等の報告をしない又は虚偽の報告を行った場合、航空法第157条の10第2項に従い、30万円以下の罰金が科せられます。

※負傷者の救護など危険を防止するために必要な措置を講じない場合、航空法第157条の6に従い、2年以下の懲役又は百万円以下の罰金が科せられます。

4. 作業前の安全研修・慣熟飛行

散布作業は、チームワークが大切です。作業に先立ちオペレーター、ナビゲーター、作業者等は、機体製造・販売会社や都道府県等が実施する研修会に参加し最新情報・技術の習得に努めて下さい。

実技研修では、実機を用いて模擬散布を行ない、散布液の広がりぐあいを確認するよう努めて下さい。

また、安全に留意してマルチローターを飛行させても、不測の事態等により他人の身体や財産に損害を与えたことが処罰の対象になる可能性があります。このような事態に備え、機体の所有者又は使用者は、労災保険、損害賠償責任保険に加入するようにして下さい。

更に、シーズンに先立って、機体は、取扱説明書に従って、1年毎の定期点検を受けていることを確認して下さい。

なお、オペレーターは、慣熟飛行を行って下さい。慣熟飛行は、現地のは場で実践に近い形で飛行操作を行い操作感覚を取り戻して下さい。

飛行中、突風等により操縦が困難になること、又は予期せぬ機体故障等が発生する場合があります。このため、不測の事態を想定した操縦練習を行うなど、日頃から技量保持に努めて下さい。

5. 作業前の段取り確認

どんな作業においても、作業前に段取りを十分に確認しておくことが、安全確保の面で大変重要なことです。

作業の開始に先立ってオペレーター並びにナビゲーターは、次のような点について必ず確認して下さい。なお、確認に当たっては、漏れないよう「安全チェック票」を利用して下さい。

【確認事項】

- ①散布区域周辺住民等に対し、あらかじめ農薬散布の実施予定日時、区域、薬剤等の内容について知らせたか。天候等の事情により実施予定に変更が生じた場合に変更内容を知らせたか。
- ②マルチローターは風の影響等を受けやすいことから、飛行前に、天気予報で散布地区の天気を確認したか。また、降雨、霧やカミナリが発生していないことやこれらの発生が予想されていないことを確認したか。
- ③散布区域を十分に確認して、散布計画面積、散布飛行で注意する場所、障害物の位置等を正確に把握したか。
- ④風向、風速から判断して、付近に散布農薬の残留が危惧される他作物や危被害のおそれのある他作物はないか。特に、人に対する危被害防止措置が十分であることを確認したか。風向、風速計等により正確な風向、風速を把握するよう努めたか。
- ⑤家畜、養蚕、養蜂、養魚等に対する配慮は十分か。
- ⑥野外駐車場、自動車整備場等、農薬による塗装汚染の危険はないか。
- ⑦散布区域周辺に有機農産物の生産ほ場や他作物等があるかどうか十

分に確認したか。

- ⑧幼稚園、学校、病院等、公共施設関係への配慮は十分か。
- ⑨水源地、河川、浄水場等への配慮は十分か。
- ⑩交通頻繁な道路、住宅等への配慮は十分か。
- ⑪散布農薬の性状、使用方法等（対象病害虫、適用作物、散布量、希釈倍数、使用時期、総使用回数等）、使用上の注意事項を確認したか。
- ⑫機体に損傷や故障はないか、散布装置の調整に手落ちはないか。特にバッテリーは十分に充電されているか。飛行諸元と吐出量の関係、吐出むら、ボタ落ちがないこと等、安全な飛行ができる状態であるか確認したか。〔附－３〕
- ⑬使用する電波の混信等を避けるために、機体の作動確認を行なったか。
- ⑭作業環境に応じた、ヘルメット、マスク、保護めがね、長袖の上着、長ズボン等の装備に不都合ないか確かめたか。
- ⑮ナビゲーターと通話できなくなったときの連絡方法を確かめたか。
- ⑯熱中症対策として、休憩時間を確保し、水分、塩分摂取に心がけるよう事前の対策をしたか。



- ①⑦オペレーターもナビゲーターとも、体調に問題はないか、体調に不良を感じた時は、散布作業に従事しないことを確かめたか。アルコール等を摂取した状態では、正常な操縦ができなくなる恐れがある。アルコール飲料の影響はないか確認したか。
- ①⑧マルチローター墜落の火災の発生に備えて消火器は準備したか。

6. 散布飛行の基本

散布飛行の安全と、農薬の適正使用、散布作業の効果を確保するため、次の点について散布飛行の基本として厳守して下さい。

①農薬を散布する方法（飛行速度、飛行高度、飛行間隔等）は、機体等メーカーの取扱説明書等に従って下さい。記載がない場合は、次の方法によって散布をおこなって下さい。

- ・適用機種：農水協が性能を確認した機種
- ・飛行高度は、作物上 2m ～ 3m。
- ・飛行速度：10km/hr ～ 20km/hr（15km/hr を基本とする。機種により異なることがある。）
- ・飛行間隔：3m ～ 4m（機種により異なることがある。）
- ・飛行時の風速は、地上 1.5 mにおいて 3m/s 以下。
- ・飛行速度及び飛行間隔は、機体の飛行諸元を参考に農薬の散布状況を随時確認し、適切に加減して下さい。

なお、農水協では、性能確認を行った際の、飛行方法（高度、速度、飛行間隔）を機種ごとに当協会のホームページ等に掲載しております。

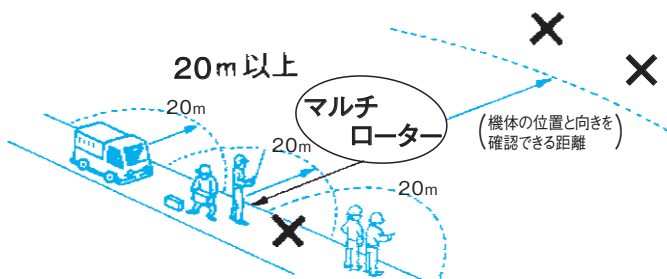
②マルチローターは、低高度で飛行することから、飛行間隔を正しく保持しないと、散布の均一性を確保することが難しいので注意して下さい。

③風下から散布を開始する横風散布を基本にオペレーター及び周辺環境等への影響等に十分配慮して、作業効果の確保に努めて下さい。農薬散布は、散布資材の飛散による散布作業員等の影響を考慮し風下から散布を開始する横風散布を基本とし、作業効果の確保に努め

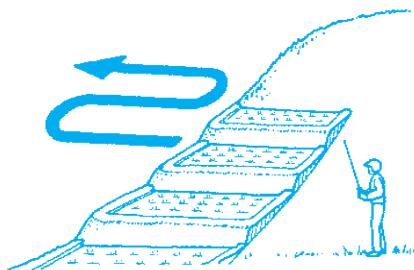
て下さい。ナビゲーターはオペレーターより風上に対峙しエンドラインの状況をオペレーターへ伝えて下さい。

マルチローターは、ダウンウォッシュ（下降気流）が弱く、風の影響を受けやすいことから、農薬散布に当たっては、風下に防除対象以外の農作物が栽培されている場合や農薬散布の実施区域及びその周辺に学校、病院等の公共施設、家屋等がある場合に、農薬が飛散しないよう特に注意して下さい。

- ④空中散布等の実施は、気流の安定した時間帯に、かつ、地上 1.5m における風速が 3m/s 以下の場合に限って下さい。なお、風速が 3m/s を超える場合は農薬散布を実施しないことを徹底するとともに、超えない場合であっても他作物に農薬が飛散しないように風向きを考慮して散布を行って下さい。
- ⑤ホバリング中や旋回中は農薬を吐出させないで下さい。
- ⑥農薬散布にあたっては、その地形条件で電波が届くことを機体の作動状況から確認して下さい。
- ⑦離着陸時及び飛行中は、機体とオペレーター、ナビゲーター及び作業補助者との距離を 20 m 以上離して下さい。
- ⑧マルチローターは機体が小さいことから、オペレーターと機体の水平距離は空中散布等の基準を遵守できることを前提に機体の位置と向きが把握できる距離として下さい。その距離について農水協では、性能確認を行った機種について最小 50m を確認しています。



- ⑨散布途中に薬剤補給をしなくて済むよう散布エリアを定め「撒きり散布」を基本として下さい。
- ⑩人や民家、河川、障害物、電線、架線、太陽等に向けて飛行させないで下さい。また、オペレーター側の畦道近くは必ず枕地をとって平行散布をするなどオペレーターから 20 m 以内で飛行させないで下さい。なお、通行量の多い道路の周辺では枕地散布を行って、できる限り平行散布に努めて下さい。
- ⑪傾斜地での散布飛行は、等高線に沿って、下側からの飛行を基本として下さい。



- ⑫障害物が多いところでの散布飛行は、積載能力に余裕のある状態で行って下さい。
- ⑬散布装置の吐出量を増やして取説等で示された飛行の範囲外の高速飛行で散布を行うことは、決してしないで下さい。
- ⑭オペレーターは、自己の技量に合わせて余裕のある散布飛行を行って下さい。散布は気象が比較的安定している時間帯とし、連続作業時間が長時間に及ばないよう1時間に1回は必ず休憩を取って下さい。この休憩時には、顔、手等の露出部をよく洗って下さい。
- ⑮あらかじめ飛行区域の状況を確認し、万一の時は安全地帯にマルチローターを落とすことができる場所を把握しておいて下さい。
- ⑯2機以上を同時に飛行させる時
多数の機体が同一地区を飛行させる場合は、事前にお互いの作業手順を確認して下さい。
- ⑰平坦地での散布飛行は、横風散布を基本として下さい。
散布順序は風下から風上に向けて行って下さい。

7. 緊急時の操作

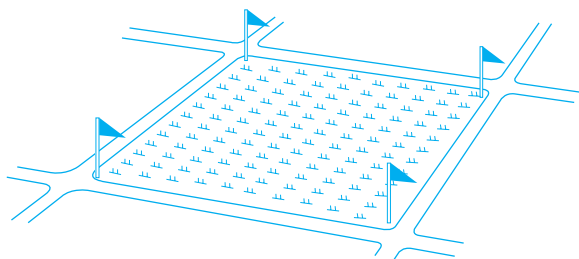
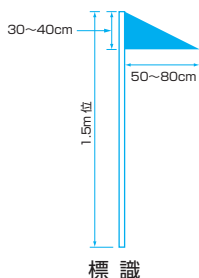
マルチローターは、オペレーターの操作によるコントロールが効かなくなると、大変危険な状態となることをしっかり認識し、常に緊急時の対応ができるよう心がけて下さい。

- ①マルチローターを安全に飛行させることが困難な不測の事態が発生した時は、即時に吐出を停止し、飛行を中止して下さい。その場合は、機種毎の取り扱い説明書に従って緊急操作を行なって下さい。
- ②航空機との接近又は衝突を回避するため、航空機を確認した場合にはマルチローターを飛行させないで下さい。

8. 散布区域の確認と標識

散布作業を安全かつ効果的に実施するためには、現地の地形や散布区域を十分に確認し、計画面積、障害物の位置、他作物や有機農産物の生産ほ場、オペレーター・ナビゲーターの歩く道、散布飛行で注意する箇所等を正確に把握する必要があります。

- ① 機種の性能とオペレーターの操作技量を過大に評価しないで、計画面積に対応する防除作業手順を作成して下さい。



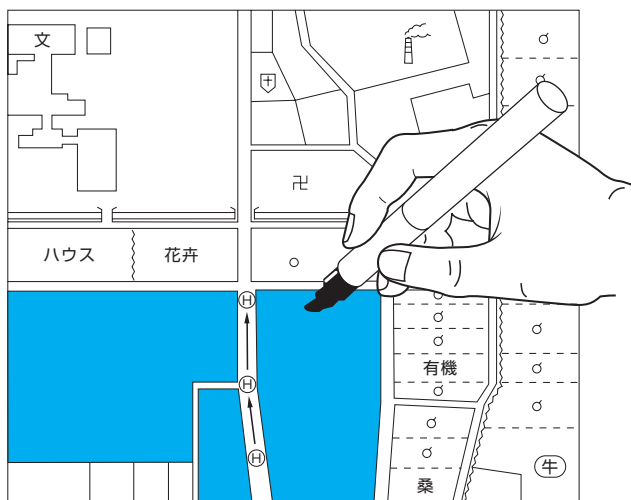
- ② 作業手順に従って、現地を確認し、散布区域がオペレーターから容易に識別できるよう必要に応じて、標識を設置して下さい。

標識は、オペレーターから見やすいように 1.5 m位の高さに設置して下さい。

- ③ 障害物や散布飛行で注意する箇所等には、必要に応じてオペレーターからの識別を容易にするためオレンジ色の標識を設置して下さい。

なお、家屋や電柱等に近づけて設置すると見えにくく効果的ではありません。

- ④ 現場の状態がよく分かる程度の縮尺の地図を用意して下さい。地図の良否は、作業の精度や散布飛行の安全と直接係わり合いをもつものと考えて下さい。前回の作業地図を使用する場合は、他作物や有機農産物の生産は場、障害物等の再確認を必ず励行して下さい。
- 地図の記入例



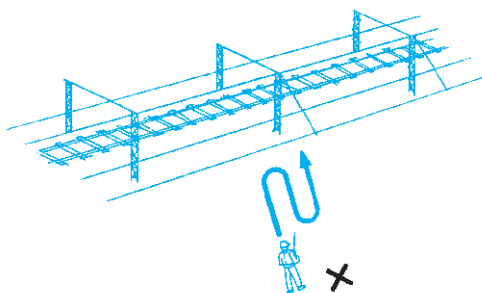
9. 散布飛行で注意する場所

次のようなところは、特にオペレーターの操作技量等を見極めて、安全性が十分確かめられない場合には、散布区域から除外して下さい。

- ① 交通頻繁な道路、学校、病院等公共施設及び住宅の周辺。
- ② 水源地、河川、浄水場等の周辺で公衆衛生上悪影響が懸念される
ところ。
- ③ 市街化の進んだ地域、あるいはそれと同様な市街隣接地。
- ④ 屋外駐車場等周辺。
- ⑤ 幹線道路や鉄道、空港の周辺。
- ⑥ 高圧線、発電所、変電所、電波発信施設等の周辺。
- ⑦ 家畜（畜舎・鶏舎）、養蚕、養蜂、養魚、他作物や有機農産物の生産
は場、散布対象以外の作物等に危被害が及ぶおそれのあるところ。
- ⑧ 散布区域が狭く、木立、ブッシュ、電線等の障害物に囲まれたと
ころ。

〈散布飛行で注意する場所の具体例〉

- ⑨ 地上デジタル放送、携帯電話基地局からの電波干渉を受ける可能性
がありますので注意して下さい。
- ⑩ 送電線の周辺では、電波干渉を受ける可能性があるので注意して
下さい。
- ⑪ 幹線道路や鉄道等の近くで散布飛行するときには電波障害や架線の
支持線の設置が考えられるので、十分注意し、平行散布で実施し
て下さい。



- ⑫ 高圧線、変電所、電波塔及び無線施設等の施設の付近ならびに多数の人が Wi-Fi などの電波を発する電子機器を同時に利用する場所では、電波障害等により操縦不能になることが懸念されるため、十分な距離を保ってマルチローターを飛行させて下さい。

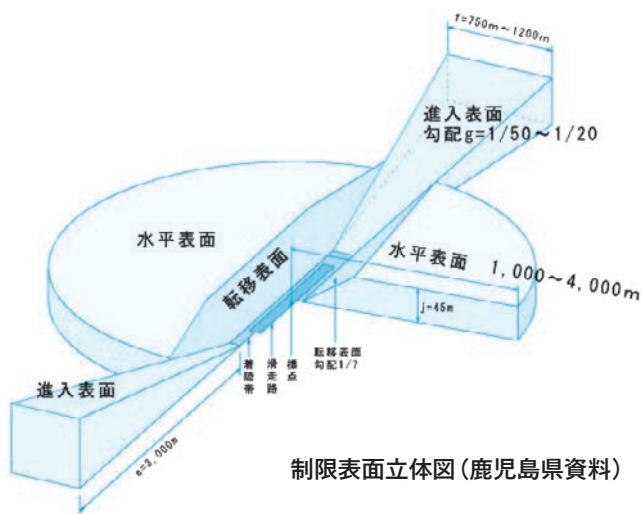
⑬ 空港周辺で飛行する場合

空港の標点（空港のほぼ中心点）から半径 4 km 以下の範囲で地上 45m の高さ（水平表面）を超える高度では、許可なく飛行させることはできません。また、滑走路の両端に設定された進入表面及び滑走路を含む着陸帯の両端に設定された転移表面の上空を許可なく飛行させることはできません。また、東京、成田、中部、関西国際空港及び政令空港（釧路、那覇他 10 空港）においては円錐表面、延長進入表面及び外側水平表面を超える高度では許可なく飛行させることはできません。これら水平表面、進入表面、転移表面、円錐表面、延長進入表面及び外側水平表面を超えない範囲での飛行は禁止されておりません。

しかしながら、令和元年 9 月 18 日施行の航空法・同施行規則の改正により、主要空港 8 空港（新千歳、成田、羽田、中部、関西、大阪、

福岡、那覇）については、これらの水平表面、進入表面の空域又は空港の敷地の上空の空域についても全面飛行禁止となりました。

このため空港周辺で飛行する場合は、空域ごとに飛行可能な高さが異なりますので、該当する空港等の管理者に飛行可能な高さ及び必要な許可を相談するようにして下さい。



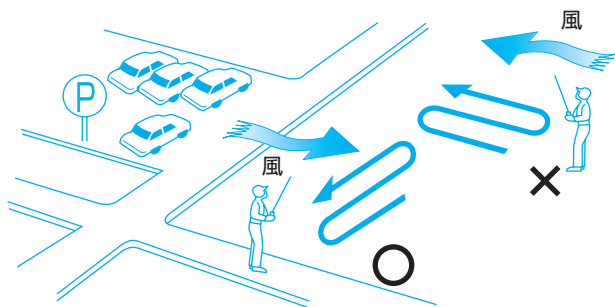
制限表面立体図(鹿児島県資料)

また、令和2年6月24日に「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」が改正され、7月22日から国土交通大臣が指定する空港（新千歳、成田、羽田、中部、関西、大阪、福岡、那覇）の周辺地域（空港の敷地・区域やその周辺概ね300mの地域）の上空において、重さや大きさにかかわらず、小型無人機等を飛行させることが禁止されることとなりました。

指定された空港周辺地域の上空で小型無人機等を飛行させる場合は、空港管理者の同意や都道府県公安委員会等への事前通報が必要となります。

このように、空港等の周辺の空域は、航空法、その他の法律により、原則として無人航空機の飛行は禁止とされており、飛行させる場合には、手続き等をよく確認して下さい。

- ⑭ 幹線道路や駐車場の近くで散布飛行するときには、散布農薬によって自動車の塗装に影響を及ぼす種類があるので、自動車に農薬が飛散しないように十分注意して下さい。駐車中の自動車にはシートで被覆、一時移動するなどして散布飛行して下さい。



- ⑮ 貯水池、ダム、川等の上空は飛行させないで下さい。また、その周辺で散布飛行するときには、散布農薬が貯水池等に飛散しないよう十分注意して下さい。

なお、貯水池、ダム、川等の近くは、気流が不安定なので十分注意して操作して下さい。

河川（ダムやその貯水池を含みます。）において、無人航空機を

飛行させようとする場合、許可申請が必要な場合や、河川管理者や周辺自治体が河川利用のルールを定めている場合があるので、事前に飛行可能な区域か確認をお願いします。詳細は、河川管理者までお問い合わせ（※）下さい。

※国土交通省の管理する河川の問い合わせ先は以下のページをご参照下さい。

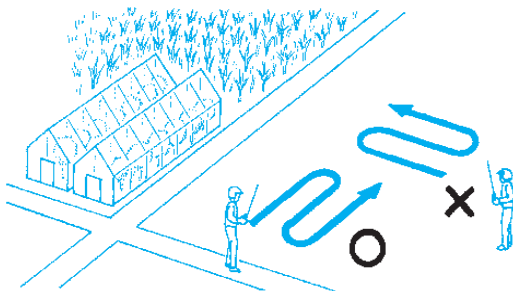
国土交通省ホームページ「日本の川」

https://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/kasen/jiten/nihon_kawa/index.html



- ⑯ 散布対象以外の作物や有機農産物の生産ほ場及びハウスの近くで散布飛行するときには、風向・風速に注意して散布農薬がそれらに飛散しないよう十分注意して下さい。

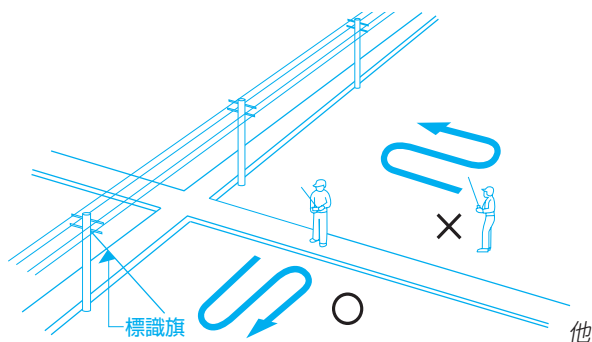
飛散の心配がある場合には、十分な距離をとって散布飛行する等適切な対策をとって下さい。



散布対象以外の作物やハウスに向けて飛行させない！

- ⑰ 散布飛行中の事故の多くは、電柱、電線、立木等への接触によるものです。電柱、電線、立木、看板、道路標識等の近くで散布飛行するときには、これら障害物に向かって飛行させないで下さい。また、次のほ場に移動する際に電柱や電線を越えたり、くぐったりしないで下さい。なお、電柱等の支線の存在に十分注意し、できれば標識旗を取り付けて下さい。

交差する電線の周辺など散布に適さない場所は除外して下さい。



- ⑱ 有害鳥獣（サル、イノシシ、クマ等）対策として電気柵を設置している場所があります。散布の際に接触し思わぬ事故にならぬよう、現地調査の際に設置の有無を確認して下さい。また、必要に応じ電源を切るなどの措置を依頼して下さい。

10. 航空機や他の無人航空機との相互間の安全確保

国土交通省は、航空機や無人航空機の相互の安全のため、「ドローン情報基盤システム（DIPS2.0）」への飛行計画の入力を求めています。

本システムを利用することで、次の情報が確認できます。

- ・ 飛行計画場所付近での他の無人航空機の飛行予定
- ・ 緊急用務空域や自治体等が条例等に基づき飛行を禁止している場所など

無人航空機の操縦者は、飛行前に航行中の航空機を確認した場合には飛行させないなどして航空機と無人航空機の接近を事前に回避してください。また、飛行中に航行中の航空機を確認した場合には無人航空機を地上に降下させることその他適当な方法を講じることが求められます。

11. ナビゲーターとの連携の確保

〈ナビゲーターの配置〉

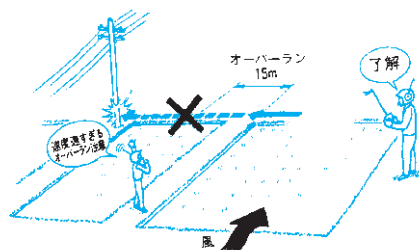
無人航空機の種類にもよりますが、ナビゲーターなど補助者に周囲の監視等してもらいながら飛行させることは、安全確保の上で有効です。

〈現地確認〉

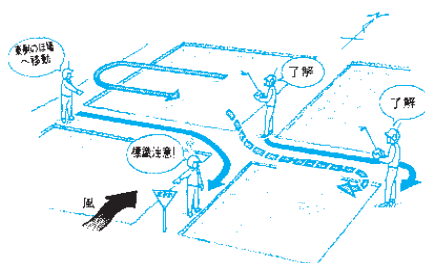
- ① トランシーバーが正常に作動することを確認して下さい。トランシーバーは、フリーハンドで同時通話できるものが便利です。
- ② ナビゲーターもオペレーターと同様、ヘルメット、マスク、長袖の上着等の服装で作業を行って下さい。
- ③ ナビゲーターもマルチローターの取扱説明書や安全対策マニュアルをよく読んで、取扱方法や散布方法を理解しておいて下さい。(ナビゲーターもオペレーターの認定を受けている者であることが望ましい)
- ④ 散布資材の準備、調合、積み込み方法を、オペレーターや他の作業員と事前に打合せしておいて下さい。
- ⑤ ナビゲーターはオペレーターとともに、事前に、散布する農薬の使用法、散布区域内の障害物（電線、電柱、道路標識等）及び他作物や有機農産物の生産ほ場を確認しておいて下さい。
- ⑥ 散布区域の電波の状態を事前に確認しておいて下さい。
- ⑦ ナビゲーターも、連続作業時間が長時間に及ばないよう1時間に1回は休憩を取って下さい。なお、休憩前には、できるだけ手洗いを行って下さい。この休憩時には、顔、手等の露出部をよく洗って下さい。

- ⑧ ナビゲーターは、散布コースから 20 m 以上離れた風上側に立って連絡して下さい。

ナビゲーターは安全の案内人



ナビゲーターは散布の指揮者



〈連携強化〉

マルチローターは小型かつ低空を飛行するので、ナビゲーター及び作業補助者はオペレーターと連携し、周囲の安全確保に努めて下さい。

- ⑨ 障害物（電線、電柱、道路標識等）や他作物、有機農産物の生産ほ場の有無と距離、高さ等を確実にオペレーターに連絡して下さい。
- ⑩ 通行人や車が接近するのをオペレーターに知らせて、通行人や車

にマルチローターを近づけないように連絡して下さい。

- ⑪ ナビゲーターは事前にオペレーターと飛行計画を立てて、次の散布場所への移動の方法をオペレーターに連絡して下さい。

12. マルチローターの積載能力

余裕ペイロードは、マルチローターが吊り上げることができる最大重量から、機体重量を差し引いた重量のことで、この余裕ペイロード（積載可能重量）は標高や気温で変化します。

- 1) 作業現地の標高：標高が高くなると気圧が低くなり、余裕ペイロードは少なくなります。
- 2) 気温や湿度が高くなると、余裕ペイロードは少なくなります。
- 3) プロペラに粉塵が付着すると、余裕ペイロードは少なくなります。
- 4) 離着陸地点に傾斜があると、余裕ペイロードは少なくなります。



また、余裕ペイロードは機体の個体差などの要因でも変化しますので、散布飛行する立地条件を十分に確認し、農薬の積載量を決めて下さい。

13. 機体の取扱と安全対策

〔離着陸地点〕

離着陸地点は、実施区域に隣接する農道等とし、近くに家屋、架線等がある場所を設定しないで下さい。また、車や通勤・通学者等が頻繁に通る道路の使用は避けて下さい。

オペレーターは、機体を車の荷台で離着陸させないで下さい。

なお、有人ヘリコプター・無人ヘリコプター・マルチローターによる農薬散布の実施地域では、第三者の飛行計画等について協議会等との情報交換を行い、互いに障害とならないよう注意して下さい。同様に、有人ヘリコプターの場外離着陸場（臨時ヘリポート）がある場合も、当該離着陸場の管理者と情報交換を行い、散布計画の調整等を行って下さい。

〔ほ場間の移動〕

- ① オペレーターの歩く道は、風上側の足場の良い農道または畦畔を選んで下さい。足場が不安定な場所は、機体を着陸させてからオペレーターが移動するようにして下さい。
- ② ほ場間の移動において、電線越えは行わないで下さい。
- ③ トラックで移動する場合は、転落防止措置をして下さい。また、オペレーターは、移動中の車内、車上からの機体操作を行わないで下さい。

〔機体の取扱いと安全確保〕

- ① 機体を取扱う時、機体を移動する時は、このマニュアルと取扱説明書に従って実施して下さい。

- ② 機体を移動する時は、機体に衝撃を与えないようにして下さい。
- ③ バッテリーは、取扱説明書に従って安全に使用して下さい。また、保管にあたっては、安全な保管管理を行って下さい。なお、散布時には十分な数の交換用バッテリーを準備して下さい。
- ④ 作業中、機体に異常を感じたときは、直ちに着陸させ、整備・点検を行って下さい。また、整備・点検の際、機種仕様を変更するようなことは行わないで下さい。

〔散布日前、散布日当日と散布後の対処〕

1) 散布日前

- ① マルチローターで散布飛行を行う前日までの日常点検結果について、飛行日誌（日常点検記録）に記載し、常時携行して下さい（義務）。
- ② マルチローターで散布飛行を行う前日までに、飛行の日時、経路などの飛行計画を国土交通大臣にドローン情報基盤システム（DIPS 2.0）により通報して下さい（義務）。

2) 散布日当日

- ① オペレーターは、当日の集合場所で、散布区域及び散布作業スケジュールを確認するために、もう一度、ナビゲーター等と地図を見ながら散布区域の確認をするとともに、作業順序、特に鉄道・幹線道路際や住宅周辺の散布について打ち合わせを行い、ナビゲーター等と情報を共有して下さい。

作業開始は、常に冷静に周囲を確認し、初心の心がけで行うことが必要です。

- ② マルチローターのバッテリー充電状態を確認するとともに、残量

を意識して作業して下さい。

- ③ 作業中のアクシデントを防止するため、オペレーターやナビゲーターは機体から目を離さないようにして下さい。

特に、機体が急に見えなくなった時や、操縦不能になった場合には、日頃から取扱説明書にある対応ができるようにして下さい。

また、薬剤・バッテリーの積み込み、機体・装置の点検等の場合は、必ずスイッチを切り、ローターの完全停止を確認してから作業して下さい。

- ④ 機体の事故や散布装置等のトラブルが発生した場合は、速やかに実施主体等に対し事故等の内容を報告し、その後の対応策を検討して下さい。

あらかじめ、予備機体等の所在や部品の有無等を把握しておくことも必要です。

- ⑤ オペレーター等の体調不良、気象条件の変化等の要因により、作業計画に変更等が発生した場合は、速やかに実施主体等と協議し対応を図って下さい。

3) 散布後

- ① マルチローターで散布作業を実施した場合、その都度（作業中、作業後）、一作業ごとの飛行の実績について飛行日誌（飛行記録）に記載し、常時携行して下さい（義務）。
- ② オペレーターやナビゲーターは、一度や二度は必ずヒヤリ・ハッとする経験を持つはずです。危険な場所や注意すべき場面について、関係者全員で次回のために報告し合うことが必要です。
- ③ オペレーターは、翌日の作業計画について、実施主体等に確認し

て下さい。時には、天候により作業計画にずれが発生することがあります。地域の広報との連携がありますので、必ず確認して下さい。

- ④ マルチローター等は、翌日の作業のために一式をワンボックスカー等に搭載していますが、盗難事故から守るために、車並びに車庫等には必ず施錠をして下さい。

また、万が一のことを考えてバッテリーや送信機を機体と一緒に置かないで下さい。

- ⑤ バッテリーは取り外し、高温になる場所をさけ保管して下さい。

【トラブル発生時の措置】

- ① 電線を切った場合の措置

最近の農業地帯は、高圧線、電話線、支線、光ファイバーケーブル等多様な電線等が敷設されています。誤ってこれらのケーブルを切ってしまったときは、電力会社等の専門の方に対応をお願いして下さい。自分で電線を取り除くことは、感電事故のおそれもありますので、絶対にやめて下さい。事故発生の場所を知らせるのは、間近にある電柱の番号票の数字を告げて下さい。また、連絡等で現場を離れる場合には、必ず監視員をつけて第三者を事故に巻き込まないように措置して下さい。また、実施主体にも連絡することを忘れないで下さい。

- ② 機体を墜落させてしまった場合

慌てず、直ちにモーターのスイッチを切して下さい。出火するおそれが生じますので、取扱説明書にしたがって確実に措置して下さい。

無人航空機が墜落すると、地上の人又は物件に被害を与えるだけでなく、地上火災を引き起こす可能性があります。このため、地上火災発生時の初期消火への備えとして、無人航空機に搭載する燃料や電池

の種類、火災の種別等に応じた消火器等を準備・携行するなど、緊急時には、操縦者と補助者が適切に対処できる体制を構築して下さい。また、無人航空機が墜落した場合には、その被害の軽減に努めるとともに、必要に応じ警察・消防等の関係機関に連絡して下さい。

[事故等発生時の情報提供]

無人航空機の事故等が発生した場合、直ちに無人航空機の飛行を中止するとともに、負傷者がいる場合には、第一にその負傷者の救護及び緊急通報、事故等の状況に応じた警察への通報、火災が発生している場合の消防への通報など、危険を防止するための必要な措置を講じて下さい。

空中散布実施中に事故等が発生した場合は、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（農林水産省消費安全局長）」、「国土交通省航空局標準マニュアル（空中散布）」及び「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領」（令和4年11月4日制定（国空無機第223052号））に従って事故情報の報告をお願いします。

無人航空機の事故等は要領に従って国土交通大臣に報告してください。

「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領」

<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001520661.pdf>

空中散布中の農薬のドリフト、流失等の農薬事故は農林水産省植物防疫課へ報告して下さい。



14. 農薬の適正使用と危被害防止

農薬を散布する場合は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 25 条 1 項に基づき、定められている農薬をラベルどおりに使用して下さい。

その際、農作物の形状によっては農薬（特に液剤）散布の均一性を確保することが難しいので、防除対象に応じて適切な散布機器を選択して実施して下さい。

また、使用上の注意事項を遵守して使用して下さい。散布飛行方法は、「6. 散布飛行の基本」に従って下さい。

〔使用農薬〕

マルチローター用に使用できる農薬は、容器等ラベルの適用病害虫及び使用方法の欄に「無人航空機による散布」または「無人ヘリコプターによる散布」と表示されています。また、「対象作物」、「使用量（散布量）」、「希釈倍数」、「使用時期」及び「使用回数」等が表示されていますので、これら表示事項に従って農薬を使用して下さい。なお、農薬の最終有効年月を過ぎたものは使用しないようにして下さい。

無人航空機用農薬については、農薬インデックス（<https://agro.jp>）サイト内の「産業用無人航空機用農薬」のデータベースを活用して下さい。



なお、平成 31 年 2 月 22 日付の農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知により、「農薬取締法上、農薬の使用方法としての「散布」、「雑草茎葉散布」、「全面土壌散布」等の表示は、ドローンを含め散布機器の選択に制限を設けるものではなく、農薬散布に当たり使用する

散布機器は農薬使用者の自律的な判断に任されている」とされ、希釈倍数、10a 当たり使用量を守って散布する場合には、人力散布機や動力噴霧器などに加えて、無人航空機（無人ヘリコプター、マルチローターを含む）についても利用できることとなりました。

〔農薬の適正使用〕

マルチローターによる農薬の散布に当っては、農林水産省が定めた「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」を遵守し、住宅地や散布区域外への飛散防止のため、気象変化に応じた散布飛行の変更等の諸対策を徹底して下さい。

- ① 液剤少量散布は、農薬を水道水で8倍に希釈した液を1ヘクタールあたり8 $\frac{1}{2}$ 散布するのが基本です。高濃度の農薬を散布するので、これに伴う物理化学的変化、散布装置に対する適合性、薬害の有無等について確かめたものを使用して下さい。なお、農薬の混合は原則行わないで下さい。また、散布液調整後は速やかに散布して下さい。〔附-2、3〕
- ② 粒状農薬の散布は、インペラーの回転による遠心力を利用します。粒状農薬には、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、がありますが、その種類によって質量（粒径、比重）が異なり、これが分散幅に影響します。予め現場において農薬毎に吐出量や分散幅の確認を行って下さい。
- ③ 夏場の炎天下に置かれた散布農薬や希釈水は、40℃以上になることがあります。液温が高くなると、農薬の物理性に影響が出るものがありますので注意して下さい。

〔農薬使用者の責務〕

マルチローターを使用して農薬を散布する場合、マルチローターの

操作員（オペレーター）は、「農薬使用者」として位置付けられ、使用法如何によっては農薬取締法違反になることもあるので十分注意して実施するようにして下さい。

〔農薬散布の記帳〕

マルチローターで農薬散布を行った場合は、「散布年月日」、「散布場所」、「対象農作物」、「対象病虫害」、「散布農薬」、「散布剤型」、「希釈倍数」、「散布量」、「風向・風速」等について、帳簿等に記載し保管しておいて下さい。無人航空機の許可・承認に基づく飛行実績報告書作成時に役立ちます。

また、「使用時期」、「使用回数」及び「最終有効年月」等についても、チェックするようにして下さい。〔附－４〕

〔危被害防止〕

- ① 蚕に対する危被害は、散布した農薬が付近の桑に飛散したことを知らずに、その桑を給餌して事故を招くケースが考えられます。桑に対し農薬が飛散した場合、またはその懸念がある場合は、関係機関等の指導を受け、試験給餌を行い安全性を確認して下さい。
- ② ミツバチに対する危被害防止を担当する県や出先機関と連絡し、相互に支障のないよう十分協議して下さい。
- ③ 魚類に対する危被害防止には、農薬の使用上の注意事項を遵守して適正に使用して下さい。
- ④ 養魚池等に対しては、散布中の風向・風速を確認して、農薬を飛散させないように十分注意して下さい。

なお、農薬散布に当たっては、水田用水のかけ流しをやめ、排水口を遮断する等の水管理を徹底して下さい。

- ⑤ 水田の作付転換によって、散布区域内や周辺で散布対象以外の作物を作付することが多くなっています。使用する農薬と作物の種類、あるいはその生育時期との関係によっては薬害を生じることがあるので、十分注意して下さい。

特に、観賞用植物については、薬斑によって著しい品質低下が発生することがあるので、十分注意して下さい。

- ⑥ 混在する散布対象以外の作物に対して危被害が懸念される場合は、あらかじめ使用農薬のラベルの記載事項を確認して下さい。

なお、たばこや茶に対する影響が懸念される場合には現地で事前に関係者と十分協議して下さい。

- ⑦ 散布区域周辺に有機農産物の生産ほ場が存在している場合、農薬等をこれらの生産ほ場に飛散させないように十分注意して下さい。

- ⑧ 周辺の他作物への飛散低減対策

農薬は、食品衛生法に基づき、農作物における残留農薬基準が定められています。

残留農薬基準により、その基準値を超えて農薬が残留する食品の流通が禁止されます。

しかしながら、散布農薬が周辺の他作物へ飛散した場合、当該他作物に残留する可能性があることも想定しなければなりません。

農作物が、食品衛生法に定める残留基準値を超えてしまうと、生産物の出荷停止・回収等の措置が求められることも考えられます。

特に、農薬や作物によっては、極めて低い基準値「0.01ppm（一律基準）」が設定されていますので、周辺の他作物への飛散防止については、より一層注意することが必要です。

〔飛散防止対策の基本的な考え方〕

オペレーター等の農薬散布者と、散布委託者である実施主体が「現場の情報」を共有し、協力しあうことで、より一層適切な対策が可能となり、一つだけの飛散防止対策でなく、散布現場に対応した総合的な対策を講じて下さい。

〔散布者が行う散布作業前の対策〕

◎事前の散布研修

散布シーズン前に、風の状況を踏まえつつ、散布液の流れ（広がり）を体感できるような、デモ散布等を行い、散布の感覚を取り戻すことに努めて下さい。

◎散布装置の定期点検・整備の徹底

散布シーズン前に、散布装置の定期点検・整備を必ず行い、吐出圧や吐出量が適正か事前点検して下さい。

◎事前確認調査の徹底

実施主体とともに「散布周辺の他作物」に関する情報と除外地区、飛散を防ぐべきは場の防護状況の確認を行うようにして下さい。

◎散布装置の洗浄の徹底

タンク、配管、ノズル等の洗浄。特に散布対象作物や農薬が前回の散布と異なる場合は、洗浄を徹底して下さい。前回使用した農薬が除草剤の場合は、特に注意して下さい。

〔散布者が行う飛散低減対策〕

他作物が栽培されている周辺の散布に当たっては、以下の事項について十分な対策をとって下さい。

◎他作物が栽培されている周辺の散布は特に注意

風の弱いときに優先して散布が行えるように、事前調査の段階で実施主体と十分な打合せを行うようにして下さい。

◎風の弱いときの散布の徹底

安全ガイドラインで定められている風速を遵守することが基本ですが、できるだけ風の弱いときに散布を行って下さい。

◎他作物の栽培されているほ場に対して平行散布の徹底

他作物が栽培されているほ場に対し、平行散布飛行を行うようにして下さい。

この散布のときの「機体の引き起こし」は極力抑えて行って下さい。

他作物の栽培ほ場へ向けた散布飛行を避けて下さい。

他作物の栽培ほ場に向かって散布しなければならない場合は、風の状況に応じて数回平行散布で枕地をとってから行うようにして下さい。

◎散布吐出の開始・停止のタイミングを適切に

散布を行いながら、前進散布からの機体の引き起こし、旋回を行わないこと。

散布時の吐出の開始・停止のタイミングが不適切ですと、思わぬ飛散の発生要因となります。

特に、機体の引き起こし、旋回時は注意を払い、これら操作の手前で適切に吐出を停止して下さい。

◎散布飛行速度を抑えて、低空散布を行って下さい。

散布時の風向や風の強さに応じて、取説等で示された飛行の範囲内で「速度を下げる」散布を行って下さい。

◎気象観測の徹底

実施主体とともに、気象条件（風の強さと方向）を記録し、一定期間保管しておいて下さい。

ビューフォート風力階級表（附－５）等を参考に、他作物の栽培ほ場と風向きの位置関係や風の強さの程度をチェックし、記録して下さい。

◎他作物の栽培されているほ場が、風上にあるときに散布を行うように努めて下さい。

〔実施主体にお願いする対策〕

◎周辺他作物に関する情報収集と対策

＊他作物が栽培されているほ場の所在の確認

散布対象のほ場に限らず、他作物が栽培されているほ場を示した散布作業地図を作成して下さい。

作業地図に、他作物の最新のほ場情報を記載して下さい。

＊栽培されている他作物の種類の確認

作物の種類により、農薬の残留が違います。軽量の葉菜類や小型の果実類はリスクが高くなることが考えられます。

＊他作物の収穫時期

作物の収穫が間近なのか、散布前に収穫が可能か検討して下さい。

仮に飛散して農薬がかかったとしても、残留農薬は時間の経過とともに減少します。収穫時期を遅らせることも有効な対策です。

＊他作物の残留農薬基準

散布する農薬について、周辺他作物の残留農薬基準値をチェックして下さい。

◎周辺への広報・周知の徹底

周辺の他作物栽培者等の関係者へ、チラシ等で事前の連絡をして下さい。

◎現地確認調査の徹底

除外地区、飛散を防ぐべきは場の防護状況の確認を、散布者とともに行って下さい。

◎他作物が栽培されている周辺の散布は特に注意

風の弱いときに優先して散布が行えるように、事前調査の段階で、散布者とともに十分な打合せを行って下さい。

◎気象観測の徹底

気象条件（風の強さと方向）を記録し、一定期間保管しておいて下さい。

実施主体は、以下の事項について対策を検討して下さい。

◎被覆などの防護措置を検討して下さい。

ハウスの扉や開口部を閉めるなどの措置を検討して下さい。

◎散布農薬を検討して下さい。

以上の対策を講じて、なお問題が残る場合は、散布農薬を検討して下さい。

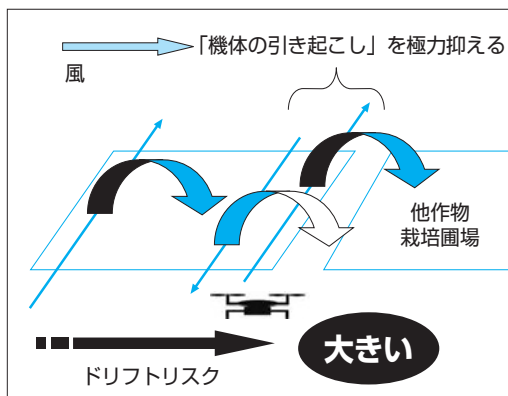
周辺の他作物の収穫時期が間近な場合は、その作物にも登録がある農薬を選定することを検討して下さい。この場合、残留農薬基準値をチェックして下さい。

粒剤等の飛散しにくい剤を選定することを検討して下さい。

〔ほ場の周縁部の散布に、特に注意を!!〕

一般的に、ほ場の周縁部における散布時の飛散が、最も大きな影響を及ぼすと考えられます。

したがって、他作物の栽培ほ場と隣接する散布ほ場の周縁部の散布では、「飛散低減を図る散布技術」を積極的に取り入れ、意識して飛散低減対策の散布を行って下さい。



【農薬情報の収集】

農薬の登録状況や使用方法等は、新たな科学的知見等に基づき随時見直されています。また、病虫害の発生予察情報等を含め、農薬使用に係る最新の情報については、都道府県担当部局、農業改良普及センター、病虫害防除所等に積極的に問い合わせるか、農林水産省のホームページ「農薬コーナー」<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html>、(独)農林水産消費安全技術センター農薬検査部 (<https://www.acis.famic.go.jp/index.htm>) 等で確認して下さい。



15. 自動車、その他の塗装等に対する危被害の防止

散布農薬によって自動車塗装やカラートタン、ビニールフィルム等に影響することがあります。

一般に、塗装等に対する農薬の影響は、農薬原体の影響が大きいものがあるほか、有機溶媒や乳化剤の作用もそれに次いで大きいものです。また、粒剤であっても、塗装面等に付着したものがそのまま放置されれば、露や湿気等の影響によって塗装面などを侵す可能性がありますから、農薬がかかった場合は直ちに払い落とすか、水洗いをする必要があります。

特に自動車塗装に対しては、塗装の種類等により異なりますが、ほとんどの農薬が影響を与えると考えて危被害の未然防止に努めて下さい。また、盛夏時で日照のある場合、自動車塗装の表面温度は60～80℃に達します。従って液剤でも付着後は急速に水分が蒸発して薬液が濃縮され塗装に影響を与えます。危被害の未然防止のため、作業前の打ち合わせなどを徹底し、薬液がかかったと思われる場合は、できるだけ早く水洗いをして下さい。

16. 国土交通省からの飛行自粛等要請への対応

国土交通省から、災害等による被災地周辺での搜索救難機の安全を確保するための飛行自粛等の要請があった際には、無人航空機の不要不急の飛行は控えて下さい。

17. 農薬等の種類

マルチローター用に供する散布資材には、農薬、肥料、種子等があります。このうち農薬製剤については、使用の目的、使用方法（剤型）、有効成分等により分類され、いろいろな呼び方があります。それぞれ特徴を挙げると以下のとおりです。

(1) 水で希釈する主な製剤

液 剤	水に溶けやすく、溶剤に溶けにくい有効成分を水に溶かした製剤（液剤）。水で希釈すると透明な液となる。
乳 剤	水に溶けにくい有効成分を溶剤に溶かし、乳化剤を加えた製剤（液体）。水で希釈すると乳濁液となる。溶剤の種類と含有量により、消防法による危険物として火気厳禁と表示されたものが多い。
水 和 剤 （顆粒を含む）	水に溶けにくい有効成分に、増量剤、界面活性剤を加えて、微粉砕混合し、水になじみやすくした製剤（粉末）。水に希釈すると懸濁液となる。
フロアブル剤 （ゾル）	有効成分を微粉砕して、水等の液体中に浮遊させた懸濁製剤で水和剤の一種である。水和剤より成分が微粉砕されているので、ノズルのつまりが少ない。保管中に有効成分が沈殿しやすいので、使用前に容器をよくふって使用する。

注：エアー剤は、液剤、乳剤、水和剤に該当するものもある。

(2) そのまま散布する主な製剤及びその他資材

粒 剤	粒径が0.3～1.7 mmの間にある粒状の製剤。0.6～1.0 mmの範囲の粒径のものが多く、水中で粒が崩壊するものと、そのまま形が残るものがあるが、いずれのタイプでも有効成分は溶け出す。
粉 粒 剤	現在使用できるのは、イネの種糊に粉衣する粒径が細かい45～150 ムシの植物成長調整剤。
肥 料	化成肥料、土壌改良剤
種 子	農作物、牧草等種子

18. 薬剤落下分散状況の調べ方

液剤系統の農薬については、予め地上に調査紙を配置し、農薬散布後、調査紙に発生する斑点から農薬の落下分散状況を判定します。

〔調査紙の種類と適用薬剤〕

- ① 白色の調査紙 ビームゾル、バリダシンエアー等、製剤が着色されているもの
- ② 青色の調査紙 乳剤、水和剤、液剤及びその混用剤
- ③ 黒色の調査紙 主に白色系のゾル剤（フロアブル）及びその混用剤

〔液剤少量散布（液剤散布）落下調査指標（最終ページに添付）〕

- ① この調査指標は、液状薬剤を空中散布した場合に「薬剤の落下の程度と散布の均一性」を手早く知るために作られたものであって、落下薬剤の絶対量を測定するものではありません。
- ② この調査指標は、液剤少量散布及び液剤散布に適用する指標として作成したものです。
- ③ この調査指標は、粒子の粒径をA・B・C・Dの4段階に分類し、粒子の密度を8段階の指数に区分してあります。

粒径		指数（落下粒数/cm ² ）							
段階	粒径(mm)	1	2	3	4	5	6	7	8
A	0.2	2	4	8	16	32	64	128	256
B	0.5	0.8	1.6	3.2	6.4	12.8	25.6	51.2	102.4
C	1.0	0.2	0.4	0.8	1.6	3.2	6.4	12.8	25.6
D	1.5	—	0.1	0.2	0.4	0.8	1.6	3.2	6.4

- ④ この調査指標による薬剤落下状況の判定は、次の要領によります。
- a 調査紙上に受けた粒子（斑点）は、必ず大小混在します。従って、同一調査紙上における粒径別（A・B・C・D）の落下指数を読み取り、落下分散状況を判定します。
 - b 散布装置によっては、比較的均一な粒子が得られ、粒径が大部分AないしはBに属する場合があります。このように粒子が均一な場合には、実用上A・B・C・Dの内、最も近いいずれかとして判読します。

〔落下調査用紙の取扱販売元〕

全国農村教育協会

〒110-0016

東京都台東区台東1-26-6（植調会館）

TEL 03-3833-1821

FAX 03-3833-1665

（ご注文はFAXでお願いします。）

〔使用方法等の問い合わせ先〕

一般社団法人 農林水産航空協会

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-7-1（塩崎ビル）

TEL 03-3234-3380

FAX 03-5211-8025

E-mail: nsk@j3a.or.jp

19. マルチローター「安全チェック票」

(オペレーター用)

____年____月____日 実施場所_____
オペレーター名_____
ナビゲーター名_____

1. 許可承認書・認定証の携行

- ☐無人航空機の飛行に係る許可・承認書 ☐技能認定証又は指導員認定証
☐飛行計画の通報

2. 散布区域の確認

- ☐電波 ☐散布区域（ほ場） ☐散布面積 ☐離着陸地点の地形 ☐標識設置状況
☐作業区域内及びその周辺の環境

3. 障害物及び危険物の確認

- ☐高圧線の位置 ☐配電線及びその位置 ☐障害物（建物等）の位置
☐鉄道及び支持線の位置

4. 散布飛行で注意する場所の確認

- ☐学校 ☐病院 ☐住宅 ☐通学路・交通頻繁な道路 ☐空港 ☐家畜舎 ☐養蜂
☐養蚕・桑園 ☐タバコ畑 ☐茶畑 ☐転作地 ☐養魚池 ☐水源地・河川
☐自動車駐車場等 ☐発・変電所 ☐有機農産物の生産ほ場 ☐周辺他作物

5. 散布作業について

- ☐操作技量の確認 ☐ナビゲーターとの連携 ☐作業員に対する安全指導
☐バッテリーチェック ☐飛行順序 ☐オペレーターの歩く道
☐多数機の場合の飛行方法と作業順序 ☐資材の配置
☐作業開始時刻 時 分 ☐関係者以外の立入禁止 ☐事故発生時の連絡体制
☐飛行日誌（日常点検（飛行前））

6. 使用農薬について

- 〈依頼内容とラベル表示の確認〉
☐農薬を使用する農作物 ☐農薬の使用量（希釈濃度）☐農薬の使用回数
〈散布時の確認〉
☐機体・散布装置点検 ☐吐出むら・吐出量
〈農薬使用後の使用記録簿への記録〉
☐ほ場（地番）☐農作物名 ☐散布年月日 ☐使用したすべての農薬名
☐農薬の量（希釈倍数）☐農薬の使用回数 ☐使有効成分の総使用回数

7. 気象の確認

- ☐風向、風速、気温、湿度 ☐降雨・霧・カミナリの予報

8. 健康状態と服装等の確認

- ☐健康状態 ☐マスク ☐ヘルメット ☐手袋 ☐タオル ☐保護めがね
☐長袖、長ズボン ☐熱中症対策（休息・水分・塩分）

9. 作業終了時の確認

- ☐散布もれ ☐薬剤残量 ☐カラ容器の処理 ☐機体・散布装置の清掃
☐使用農薬等の帳簿記載 ☐飛行日誌（日常点検（飛行後）、飛行記録）

20. 農薬使用チェック票

(農薬調査・取扱者用)

____月____日

実施場所_____

農薬調査・取扱者名_____

1. 農薬使用前はラベルと使用記録簿の確認

- ☐ 農薬を使用する農作物は、ラベルに記載されているか
- ☐ 農薬の使用量（希釈濃度）は、ラベルに記載されている範囲か
- ☐ 農作物の収穫・出荷予定日までの日数は、ラベルに記載されている使用時期（収穫〇日前）以上の日数があるか
- ☐ 農薬の使用回数は、ラベルに記載されている使用回数（本剤の使用回数及び〇〇を含む農薬の総使用回数）以内か

2. 農薬使用後の使用記録簿への記録

- ☐ 農薬を使用した場が記載されているか
- ☐ 農薬を使用した農作物が記載されているか
- ☐ 農薬を使用した年月日が記載されているか
- ☐ 使用したすべての農薬について種類ごとに記載したか
- ☐ 使用した農薬の量（希釈倍数）を記載したか
- ☐ 使用した農薬の回数を記載したか
- ☐ 使用した農薬に含まれる有効成分の総使用回数（〇〇を含む農薬の総使用回数）を記載したか

3. 農作物の収穫・出荷前には使用記録簿を確認

- ☐ 使用した農薬は、収穫・出荷する農作物に使用できる農薬だったか
- ☐ 農薬の使用量（希釈濃度）は、ラベルに記載されている範囲だったか
- ☐ 農薬を使用した日から、農薬の使用時期（収穫〇日前）以上の日数が経過していたか
- ☐ 農薬の使用回数は、ラベルに記載されている使用回数（本剤の使用回数及び〇〇を含む農薬の総使用回数）以内であったか

附－ 1

マルチローターの速度（スピード） 早見表

（単位；km/h、s）

速度 距離	10km	11km	12km	13km	14km	15km	16km	17km	18km	19km	20km
10m	3.6	3.2	3.0	2.7	2.5	2.4	2.2	2.1	2.0	1.8	1.8
20m	7.2	6.5	6.0	5.5	5.1	4.8	4.5	4.2	4.0	3.7	3.6
30m	10.8	9.8	9.0	8.3	7.7	7.2	6.7	6.3	6.0	5.6	5.4
40m	14.4	13.0	12.0	11.0	10.2	9.6	9.0	8.4	8.0	7.5	7.2
50m	18.0	16.3	15.0	13.8	12.8	12.0	11.2	10.5	10.0	9.4	9.0

附－ 2

液剤少量散布（ヘクタール当たり 8 倍に希釈した薬液を 8 ℓ 散布）

農薬希釈早見表

調合量（ℓ）	5	8	10
農薬必要量（ℓ）	0.625	1	1.25

附－ 3

毎分吐出量早見表

（ℓ/min、kg/min）

散布量（ℓ/ha）		8	
散布幅（m）		3	4
飛行速度 （km/h）	10	0.4	0.53
	15	0.6	0.8
	20	0.8	1.07

附－４

農薬使用記録簿への「記載すべき事項」と「記入例」

記載すべき事項	記 入 例
実施日	年 月 日
実施場所（基地名又は地区名）	道・府・県 市・町・村（ ）
対象農作物	水稻・畑作物（ ）・果樹（ ）・松・芝
対象病害虫	
使用農薬名	
散布面積	
散布剤型又は希釈倍数	
散布量	
その他	☐ 使用時期 ☐ 総使用回数 ☐ 最終有効年月 ☐ 風向・風速（ ） ☐ 止水措置の確認

附－５

ビューフォート風力階級表、気象庁風力階級

（気象庁告示（抄）、1988）

風力 階級	風 速 (m/s)	説 明	
		陸 上	海上（状況説明は簡略化）
0	0～0.2	静穏、煙はまっすぐに昇る。	水面は鏡のよう。
1	0.3～1.5	風向は、煙がなびくのでわかるが風見には感じない。	さざ波
2	1.6～3.3	顔に風を感じる。木の葉が動く。風見も動きだす。	小波、波頭は滑らか
3	3.4～5.4	木の葉や細い小枝がたえず動く。軽い旗が開く。	小波、ところどころ白波
	以下、略		

農薬中毒の際の措置

農薬には、殺虫剤、殺菌剤、除草剤等がありますが、無人ヘリ用として登録のある農薬は、低毒性のものに限られていますが、万が一、中毒のおそれが生じた場合には、早急に近くの専門医で診察を受けるようにして下さい。

その場合、医師に、下記の「日本中毒情報センター」に連絡をとり、適切な措置がとられるよう要請して下さい。

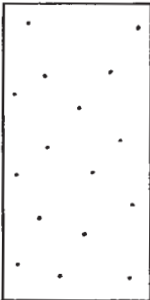
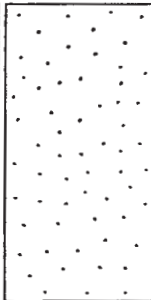
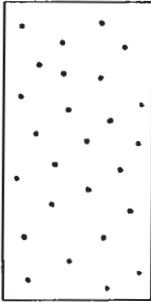
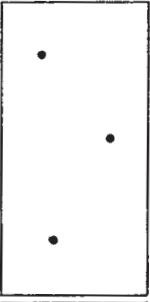
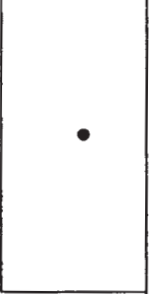
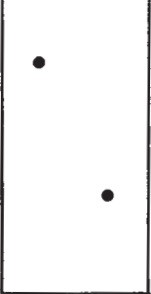
公益財団法人 日本中毒情報センター		
散布作業中や散布後に異常を感じた場合は、直ちに医師の手当てを受けてください。処置法などで不明なことは、医師から医療機関専用電話にお問合せください。		
中毒110番	一般市民専用電話 (無料)	医療機関専用有料電話 (1件につき2,000円)
大 阪 (365日、24時間対応)	072-727-2499	072-726-9923
つ く ば (365日、9～21時)	029-852-9999	029-851-9999

なお、作業中に農薬が皮膚、衣類に付着した場合は、石けんでよく洗って下さい。

また、眼に入った場合は、直ちに水道水のような清水で十分洗眼して下さい。

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary school handwriting practice paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

		指 数		
粒径区分		1	2	3
A				
				
				
				

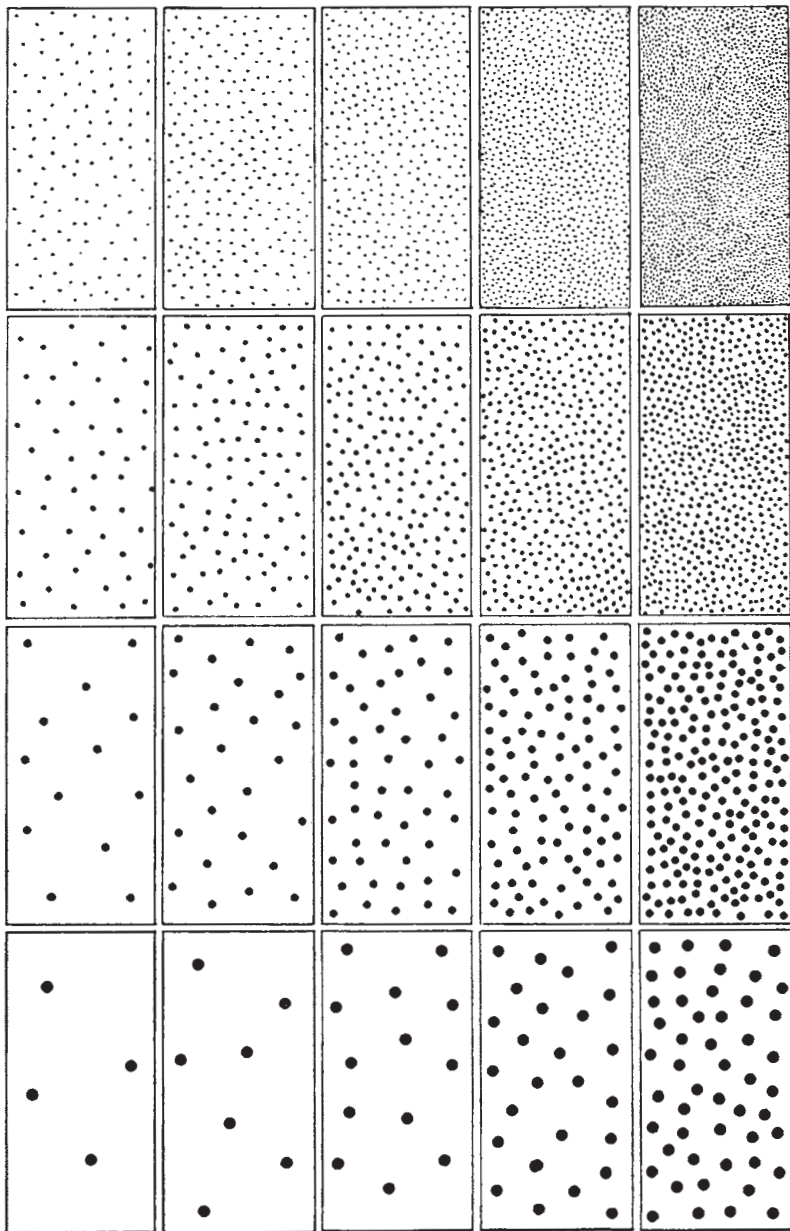
4

5

6

7

8



一般社団法人 農林水産航空協会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目7番1号
(塩崎ビル) TEL 03-3234-3380(代)
FAX 03-5211-8025

